

移動等円滑化取組計画書

2023年6月30日

住 所 千葉県千葉市美浜区高浜2-3-1

事業者名 千葉海浜交通株式会社
代表者名（役職名及び氏名）代表取締役社長 長塚健治

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第9条の4の規定に基づき、次のとおり提出します。

I 現状の課題及び中期的な対応方針

| |
|---|
| 1) 現状の課題 乗合バス車両については、バリアフリー整備ガイドラインに則りノンステップバスの導入を推進しており、53両全てがノンステップバスとなっている。 |
| (2) 今後の対応方針 新標準仕様ノンステップバス（15仕様）への代替を進めていく。 |

II 移動等円滑化に関する措置

① 旅客施設及び車両等を公共交通移動等円滑化基準に適合させるために必要な措置

| 対象となる旅客施設及び車両等 | 計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容) |
|----------------|----------------------------------|
| ノンステップバス | 旧標準仕様の車両を3両、新標準仕様（15仕様）の車両に代替する。 |

② 旅客施設及び車両等を使用した役務の提供の方法に関し法第八条第二項及び第三項の主務省令で定める基準を遵守するために必要な措置

| 対 策 | 計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容) |
|-----------------|---|
| 円滑に乗降するための装置の活用 | スロープ板や案内放送装置を使用し、スムーズな乗降ができるようにするとともに車椅子スペースの確保等を行い役務の提供に努める。 |

- ③ 高齢者、障害者等が公共交通機関を利用して移動するために必要となる乗降についての介助、旅客施設における誘導その他の支援

| 対 策 | 計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容) |
|---------|--|
| 利用方法の周知 | 乗車位置（前乗り・中乗り）の区分について、バス停の掲示や当社 Web サイト、チラシ等により周知を図る。 |

- ④ 高齢者、障害者等が公共交通機関を利用して移動するために必要となる情報の提供

| 対 策 | 計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容) |
|------------|---------------------------------|
| 車内における情報提供 | 運賃表示器をデジタル式から液晶型に更新し、視認性の向上を図る。 |

- ⑤ 移動等円滑化を図るために必要な教育訓練

| 対 策 | 計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容) |
|----------|---------------------------------------|
| 乗務員の技術向上 | 新人乗務員を対象とし、高齢者・障害者の方の乗降支援に関する教習を実施する。 |

- ⑥ 高齢者、障害者等が高齢者障害者等用施設等を円滑に利用するために必要となる適正な配慮についての旅客施設及び車両等の利用者に対する広報活動及び啓発活動

| 対 策 | 計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容) |
|----------------|---|
| 広報活動及び啓発活動への協力 | 国土交通省が実施する適正利用に係る広報啓発キャンペーン等について掲示物をバス車内や待合室等に掲出するとともに、車内案内等をしていく |

Ⅲ 移動等円滑化の促進のためⅡと併せて講ずべき措置

| |
|---|
| バス停の再点検を実施し、障害物の撤去や着車させづらい箇所の縁石を一部取り除く（切下げ）など、利用環境の改善に努める |
|---|

IV 前年度計画書からの変更内容

| 対象となる旅客施設 及び車両等又は対策 | 変 更 内 容 | 理 由 |
|------------------------|---------|-----|
| | | |

V 計画書の公表方法

| |
|-----------|
| ホームページに掲載 |
|-----------|

VI その他計画に関連する事項

| |
|--|
| |
|--|

注1 IVには、IIについて前年度と比較して記入すること。なお、該当する対策が複数になる場合には、新たに欄を設けて記入すること。

2 Vには、本計画書の公表方法（インターネットの利用等）について記入すること。

3 VIには、IIの欄に記入した計画に関連する計画（事業者全体に関連するプロジェクト、経営計画等）がある場合には、必要に応じ、その計画内容及び計画における当該事業者の位置付け等について記入すること。